

東京医療保健大学 個人情報保護委員会規程

(設置)

第1条 本学における個人情報保護に関わる事項を審議するため、東京医療保健大学個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学経営会議にて任命する専任教員
- (2) 入試広報部長
- (3) 学生支援センター長
- (4) 学生支援センター保健室専任職員
- (5) 総務人事部長
- (6) 教務部長

2 個人情報保護に関する規程第13条に規定する不服申し立てに、直接関係があると委員会が認めた委員は、当該不服申し立ての審議に加わることができない。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、大学経営会議にて任命する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を行う。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 個人情報に関する全学的な施策
 - (2) 個人情報の収集の制限の例外
 - (3) 個人情報の利用及び提供の例外
 - (4) 個人情報の開示請求、訂正請求及び削除請求に対する不服申立て
 - (5) その他個人情報の保護に資するために必要な事項
- 2 委員会は、審議の結果について個人情報保護に関する規程に定める統括管理責任者に報告を行う。

(委員会の権限と秘密保持)

第6条 委員会は、前条に定めるもののほか、次の権限を有する。

- (1) 個人情報保護に関する事項を審議すること。
 - (2) 管理責任者及び管理者に対し、審議上必要な書類の提出を求め、又は意見の聴取を行うこと。
 - (3) 審議結果に基づき、管理責任者に対して助言、指導を行うこと。
- 2 委員は、委員会で知り得た個人情報の内容を他人に漏らしてはならない。委員退任後も同様とする。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2. 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の同意をもって行う。
3. 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
4. 前各項に定めるほか、委員会の運営に関する事項は、委員会においてそのつど定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月6日から施行する。